

意見公募によって提出いただいた意見及び反映結果

施策案の名称	取手市第6期障害福祉計画（令和3年度～5年度）	
意見募集期間	令和2年12月15日から令和3年1月15日まで	
意見提出者数	3人	
提出意見数	8件	
意見項目数	8件	
意見提出の内訳	直接窓口へ持参	人 件
	郵送	人 件
	ファクス	人 件
	電子メール	3人 8件
意見の反映結果	A 案に反映させたもの（反映・修正箇所がわかるものを添付）	1件
	B 意見の趣旨が既に案に盛り込まれているもの	件
	C 今後の取り組みにおいて参考にするもの	6件
	D 案に反映できないもの	件
	E その他（感想・賛否のみなど）	1件
匿名等による意見提出者数	人	

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した市（実施機関）の考え方を掲載しています

※類似の意見に対しては、まとめて市（実施機関）の考え方を掲載したものがあある場合は、意見項目数と一致しません

※詳細は別紙のとおり

提出された意見と市の考え方

番号	該当ページ	意見	市（実施機関）の考え方	反映区分
1	①	令和3年度の報酬改定等に向けて、厚労省の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、障害福祉サービス給付費の改定や感染症・災害への対応が議論されているが、このあたりの記載がありません。 厚労省の動向を勘案し、特に施設や事業所に対する感染症や災害時への対応を明記すべきではないか？	ご意見のとおり障害福祉サービス等報酬改定検討チームが令和3年度報酬改定に向けて作業を進めています。国の報酬改定に関する動向として計画素案19ページに「(3) 障害者総合支援法及び児童福祉法の見直しについて」として追記します。 感染症、災害時への対応については数ある報酬改定に伴う論点の案の一つとしてサービス支援の評価として検討されている事項のため、現時点での対応が未定のため計画では明記は避け、国の報酬改定の動向として追記します。	A
	② P23	23ページの(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、市町村ごとの協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取り組みを推進していく。との記載があるが、協議の場というのは、協議会を設置していくのか？ また、どのようなメンバーを集めて、何を議論するのか？	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについては、現在中心的活動主体、構成、開催の回数も決まっておられません。県でも2カ所の保健所で国のモデル事業に取り組んでいる状況です。いずれ竜ヶ崎保健所でも取り組みが始まると思います。その取り組みを参考にして市としての茨城型の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場をどのように実施していくか検討していきたいと考えております。	C
	③ P51	51ページに障害福祉課が基幹相談支援センターの役割を担いながら・・・とありますが、近年、精神障害者等の増加していることから、相談件数も増加していることから、高齢者部局の地域包括支援センターのように、社会福祉法人等に委託し、委託型の基幹相談支援センターを設置すべきでは？	県内において基幹相談支援センターを設置している市町村数は12市町村です。そのうち直営が6、委託が6市町村です。当市におきましては、基幹相談支援センターを掲げてはおりませんが、機能強化として専門職を配置し障害福祉課においてその機能は果たしているものと認識しております。しかしながら、さ	C

			<p>さまざまな場面で利用者・事業所・行政等，関係各機関との更なる連携が求められる昨今、センターとしての機能の確立は、設置に向けた重要な要素となりますので、体制等を含めセンター設置に向けた検討は今後も引き続き行ってまいります。</p>	
	④ P55	<p>55ページの(6) 成年後見制度利用支援事業や成年後見制度利用促進法に基づく対応等については、昨年度に高齢福祉課と障害福祉課が事務局となり、令和2年度から3カ年の取手市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。</p> <p>その内容を勘案して、中核機関や協議会の取組の記載を充実すべきでは？</p> <p>また、令和2年12月現在、障害分野における市長申立件数は0件、報酬助成件数は1件なので、第6期計画の見込みが過大なのでは？</p>	<p>成年後見制度利用支援事業の中核機関、協議会の詳細な内容を記載したものは、ご意見の取手市成年後見制度利用促進基本計画に示されています。この計画素案では取手市成年後見制度利用促進基本計画でも取り上げられている成年後見サポートセンターとの連携を強化し成年後見制度の利用者拡大のための取り組み方の考え方を示しています。</p> <p>成年後見制度利用支援事業の第6期計画の利用見込み件数は令和2年度の利用実績、現在受けている相談件数から見込んでいます。</p>	C
2	① P43	<p>43ページに「難聴児の支援」とありますが生後すぐのABRで異常ありとなった子だけでしょうか。</p> <p>3歳5ヶ月健診は親による聴力検査のみで会場で相談しても「病院に聞いてみてください」とのこと。</p> <p>紹介状も書いてもらえず、会場健診の意味がありませんでした。</p> <p>難聴かどうか判明する前の支援体制を求めます。</p>	<p>今回国が示した難聴児支援については都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図り、新生児聴覚検査から療育につなげる切れ目のない支援を行うための中核機能の整備が示されました。</p> <p>3歳5ヶ月児健診の聴力検査は保護者の方に事前に検査をしていただいています。また、健診会場で保健師が問診を行う際に、聞こえについての質問項目やささやき声検査の結果を踏まえ、発達の確認を行い、聴力に関して医療機関の受診が必要となった場合には、耳鼻咽喉科の受診を勧めています。発達面の課題があるお子さんと、難聴のお子</p>	C

			<p>さんはコミュニケーションの課題やことばの遅れ等類似した点があります。また、両者が合併していることもあります。その後の支援の必要性については健診結果を踏まえ医療機関に関する情報や療育に関する情報などの提供を含め、その後の支援につながるよう状況に応じたきめ細やかな支援を行ってまいります。</p>	
	② P47	<p>47ページの障害児相談支援の項目ですが、市立こども発達センターでは毎年更新時に「セルフプラン」を強いられます。</p> <p>もう2年近く通っていますが、児童発達支援ではサービス等利用計画は作成されずセルフプランしか選択肢がないものと思っておりました。</p> <p>プロの目線でサービス等利用計画を作成してくださる事業者に早く参入していただきたいです。</p> <p>競争原理が働いていないため、サービスが高まる余地がありません。</p>	<p>障害児相談支援は関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。質の確保と向上を図りながら提供体制を充実させていく必要があります。相談支援事業所を利用されると幅広い情報や専門的な知識のもと、利用児のニーズに即したサービス提供や支給決定を受けるメリットがあります。取手市内の現状として相談支援事業所が少ない事もあり、お子さんが早期指導提供に至るためにもセルフプランにて対応させて頂いております。随時、相談支援事業所のご案内が出来るよう関係機関と情報収集に努めてまいります。</p>	C
	③	<p>市立こども発達センターは医療相談を実施しているにもかかわらず「様子をみましょう」としか言われず、結局自分で発達外来を探して受診し、病院での作業療法につながりました。</p> <p>積極的に医療につなげる体制を求めます。</p>	<p>市のこども発達センターが行っている医療相談については、医療相談に携わる専門医と相談しながら、医療につながりやすくなるよう改善を図ってまいります。</p>	E
3	①	<p>担当課におかれましては、日頃からご尽力いただき、本当にありがとうございます。</p> <p>この度の取手市第6期障害福祉計画については、特に意見はありません。取り組むべきことが多岐にわ</p>	<p>ご意見のとおり障害福祉サービスにおいてはライフステージに沿った支援や個々の状態にあったきめ細かなサービスの提供が求められています。また福祉人材の確保のためには専門性を高</p>	C

	<p>たり、大変なご苦勞あるかと思ひます。頑張ってください。</p> <p>今回は、もう少し視点を広げた点から意見を提出させていただきたいと思ひます。一意見として、ご参考願ひます。</p> <p>人口減少・高齢化が進む中においても、障害福祉の対象者は年々増加しているとのこと。また、障害の種類や程度など、本当にお一人おひとりで違いがあり、その方にあったニーズに応じてサービス提供するのは大変なことです。家族や地域の支える力が弱まる一方で、行政や民間事業者に頼らざるを得ない状況が、今後ますます広がっていくでしょう。専門家の育成と、社会全体の障害福祉に対する認知度・理解度を挙げ、市民の意識の底上げを図る、この2つを推進する必要があります。どちらの課題もいち自治体の取り組みだけでは難しいところですが、取手市としてすぐ取り組めること、取り組むべきことを2点提案します。</p> <p>①小中学校で障害福祉への認知・理解を深める機会を増やす</p> <p>②あいサポート運動を推進する</p> <p>どちらも、全庁的に共通認識をもって、各課連携して取り組んでいくべきだと考えます。</p> <p>コロナ禍で、社会全体いろんな意味で余裕がなくなっていると実感します。厳しい状況が続くことが予想されますが、新しい社会に作り替えるチャンスでもあると感じています。私も微力ながらお手伝いさせていただければと思ひます。いろんな方を巻き込みながら良い方向へ進むよう、頑張ります。</p>	<p>める研修や、働き甲斐のある魅力的な職場であることへの広報等に取り組む必要があると国の基本指針にも示されています。</p> <p>次に目指すべき共生社会の実現のための取り組みとして障害理解に関する啓発活動を進めていく必要があります。ご提案の取り組みの1点目は学校教育における福祉教育の推進、2点目の地域での障害理解の運動は共生社会の理解を深めるための重要な取り組みだと認識しております。</p> <p>障害理解の促進のためにも必要な広報啓発の推進に努めてまいります。</p>	
--	---	---	--

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した市（実施機関）の考え方を掲載しています

匿名等によって提出された意見

番号	意見